

「としよフェス 2025」出店要項

1 イベントの名称 「としよフェス 2025」

2 主催者 聖籠町立図書館、地域学校協働本部、スポネットせいろう、JAPANサッカーカレッジ

3 開催日時、会場、搬入搬出時間

開催日	開催時間	会場	搬入時間	搬出時間
9月28日(日)	10:30~15:30	聖籠町立図書館(諏訪山 1560-1)	9:30~10:30	16:30 まで

※搬入出に係る費用、作業等は出店者において負担、手配してください

4 出店の種類 飲食店、飲食以外の物販

5 出店面積 (1 区画)

① 地図 A ゾーン (キッチンカー) : 2.0m×5.5m(幅×長さ)程度 ※上限 3 店舗まで

② 地図 B ゾーン (軒先出店) : 2.6m × 3m(間口×奥行)程度 ※上限 10 店舗まで

※出店希望者多数で出店スペースが不足する場合は地域性等を考慮し、主催者が選定します

6 出店料 なし

7 出店場所 主催者が決定します

※選定結果や出店場所は決定次第お知らせします。

8 出店資格 申込時に、以下の条件を満たしている法人または個人

※飲食以外の出店の場合③、④は不要です。

① 申請の際に「出店許可申請書・誓約書」及び「表明・確約書」の内容を理解し、これらの書類を嘘偽りなく提出できる

② 出店者が提供した物品により事故(食中毒、ケガ等)が発生した際、誠実に被害者に対応できる
※生産物賠償責任保険(PL 保険等)への加入が望ましい

③ 申請時点で営業に必要な新潟県内で発行された食品営業許可証を得ている、又は、イベント開催時までに食品営業許可を得ることができる。

④ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者が当日に従事する

9 出店制限 以下の各項のいずれかに該当する場合は許可申請できません

(1) 未成年者。

(2) 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続の申し立てがなされている者等。

(3) 会場内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者。

(4) 飲食店出店の場合、過去 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

(5) 反社会的勢力(「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体をいう)に属する者。以下の各号のいずれかに該当する者。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員

② 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)

③ 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者

④ 暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者

⑤ 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に参加していることが明らかな者

10 申込方法

①~④の提出書類に必要事項をご記入いただき 7 月 20 日(日)までに、持参、郵送又は電子メールで聖籠町立図書館までご提出ください。 ※飲食以外の出店の場合②は不要です。

① 出店許可申請書・誓約書(代表者)

② 出店、営業に必要な営業許可証等の写し(別紙 1 に貼付)

・キッチンカー: 食品営業許可証(自動車による営業)

・軒先出店(臨時食品): 臨時食品営業許可証 ※必要とされる食品の販売の場合のみ

・共通: 食品衛生責任者養成講習会修了証又はそれに代わる資格の証書

※臨時食品営業許可証は準備ができ次第提出してください。無い場合は出店を許可しません。

③ 表明・確約書(代表者及び従事予定者全員分)

④ 顔写真付きの証明書の写し(代表者は出店許可申請書・誓約書、従事予定者は別紙 2 に貼付)

※出店許可証は当日、必要事項を確認した後にお渡しします。

11 出店許可の取り消し

- (1) 以下の各号いずれかに該当すると認められる時は出店許可を取り消します。
- ① 出店許可申請書・誓約書や表明・確約書に虚偽の記載や違反が発覚したとき
 - ② 名義貸し、出店権利の譲渡が発覚したとき
 - ③ 表明・確約書に記載以外の者が従事したとき
 - ④ 暴力的な要求行為をしたとき
 - ⑤ 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
 - ⑥ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をしたとき
 - ⑦ 風説を流布し、偽計又は威力を用いてイベントの信用を毀損し、又は主催者の業務を妨害する行為をしたとき
 - ⑧ その他、主催者が出店に相応しくないと判断したとき
- (2) 出店許可を取り消された者は、イベントの開催中如何を問わず、直ちに撤収していただきます。
- (3) 出店許可を取り消されたことにより出店者に生ずる損害は、主催者は補償しません。
- (4) 出店許可を取り消された者は、今後出店できません。

12 環境美化・ゴミ処理

出店場所とその周辺は出店者の清掃範囲とします。常に清掃を行うとともに、集めたゴミや売れ残った品物等は各自の責任で持ち帰って処理してください。

13 開催中止の基準

気象に関して警報以上又は強風、大雨、雷等の各注意報の内1つが、前日の17時の時点で発表された場合は中止します。その場合は、延期開催しません。

14 暴力団排除に関して

- (1) 新潟県暴力団排除条例及び聖籠町暴力団排除条例を遵守してください。
- (2) 聖籠町立図書館以外のものから出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに出店事務局並びに警察に届け出てください。

15 その他注意事項

- (1) 出店に係る許認可手続きは、出店者が行うこととします。
- (2) 搬入出時・一時保管時及び出店中に不慮の事故が発生した場合は、出店者が責任をもって対処してください。
- (3) 出店者が提供した飲食物により食中毒が発生した場合は、出店者が一切の責任を負い、誠意をもって被害者との損害賠償交渉にあたってください。
- (4) イベント会場内は禁煙ですので、喫煙所は設けません。敷地外の路上は喫煙可能ですが、他者への受動喫煙に最大限配慮してください。
- (6) 会場内設備やイベント備品等を破損した場合は、出店者の責任において原状回復、補償してください。
- (7) 主催者は、荒天時や天災、不可抗力の原因によりイベントの開催を中止、中断又は要項の一部を変更することがあります。これにより生じた損害については補償しません。
- (8) 自家発電機、コンロ（ガス、炭）等の火気器具（電気器具を含む）を使用する場合は、1器具につき1本の**業務用消火器（家庭用は不可）**の設置が義務付けられていますので、必ず備え置いてください。設置を確認できない場合は出店を許可しません。また、軒先出店においてはコンロ（ガス、炭）等の火気器具は使用できません。

16 申込先・連絡先

聖籠町立図書館

957-0117 聖籠町大字諏訪山 1560 番地 1

TEL 0254-27-6166 FAX 0254-27-6167

✉ e-tosyo@town.seiro.niigata.jp